

平成 23 年 5 月 16 日

東日本大震災津波復興に関するメモ（2）

財団法人 岩手経済研究所
地域経済調査部 谷藤邦基

1. 「復興の方向」の柱建てについての考え方

復興ビジョンは、必要な項目は漏らさず盛り込まなければならないとしても、全体として分かりやすいものでなければならない。

そこで、柱建ての内容として列挙されている 7 項目を統合して大きな柱を 2 本程度にしてはどうか。

例えば、大きな柱として「生活インフラの一体的再建」と「地域産業の創造的復興」を掲げ、7 項目を次のように整理することが考えられる。

「生活インフラの一体的再建」

市町村行政機能の支援

まちづくり

学校・教育

医療・福祉

「地域産業の創造的復興」

水産業等

経済産業・雇用

観光

「生活インフラの一体的再建」について：「まちづくり」は住民の生活インフラの再建そのものであり、「学校・教育」「医療・福祉」も児童・生徒を含む地域住民の生活に密着したものである。また、市町村行政も、住民の立場からみれば住民票など各種証明書交付、手当・補助金等の申請受付、水道の供給など生活インフラの一部となっている。したがって、地域の復興を考える際には、これらを地域住民の生活インフラとして一体的に捉え、再建の方向性が示されるべきである。

「地域産業の創造的復興」について：今般の震災・津波被害に伴う産業復興の核は水産業であるが、同時に 6 次産業化など商工業との連携も重要なポイントである。また、例えば県の産業成長戦略（平成 18 年）では「食産業」に「観光産業」まで含めて一体的に考えるなど、これまでも産業間の相互連携が重視されてきた。したがって、柱建てとしては、産業を個別に取り扱うのではなく、一括りのものとして総合的かつ創造的な復興の方向性が示されるべきである。

2. 津波防災と都市計画について

津波防災と都市計画については「まちづくり」の項目に含まれているが、その中でも「津波防災を考慮した土地利用に関する計画の策定と建築物の誘導」は、復興計画の外枠を定めるものとなる。その意味では、「津波防災の方向性と土地利用計画の考え方」のような項目として 2 本柱から括り出し、全体の基本に据えることも考えられる。

前記1および2を整理すれば、概ね以下のようなイメージとなる。

(イメージ図の例示)

津波防災の方向性と土地利用計画の考え方

生活インフラの一体的再建
市町村行政機能の支援 まちづくり 学校・教育 医療・福祉

地域産業の創造的復興
水産業等 経済産業・雇用 観光

なお、「津波防災の方向性と土地利用計画の考え方」は、まちづくりの方向性を検討していくうえでの基礎となるものであるから、復興ビジョン案の策定に先立ってすみやかに公表し、被災地住民の意向を問うことも必要と思われる。

3. 津波防災に関して明示願いたい事項（資産防御）

これまでの津波防災に関する議論は、「防潮堤などハードに頼る防災には限度があり、これと避難などソフト的な対応を組み合わせた防災対策が必要」というのが大方のコンセンサスになりつつあると思われる。

想定を超える津波は常に起こり得るものであるとすれば、人命を救う究極の対策が避難であることに異論はない（なお、避難が困難な高齢者や重病人、あるいは普段の避難訓練に参加できない観光客の避難誘導なども検討事項となろう）。

しかし、人命尊重が最優先であることは当然として、一方で住宅、工場、商店などの避難できない資産を守る工夫（資産防御）も忘れてはならない点である。

もちろん、これら建築物もすべて高台へ誘導するというのであれば問題はないが、漁港関連施設や魚市場、製氷工場、冷凍・冷蔵倉庫、造船所など海岸近くに立地せざるを得ない施設もあると思われる。

限界はあるとしても、これらの施設を守る努力は必要であり、資産防御の観点を明示的に導入すべきであると思料する。

（津波が来た場合、工場等の資産が被災するのはやむを得ないと考えているという誤ったメッセージが県外に伝わると、今後の企業誘致などに大きな支障を生じる恐れもある。）

4. その他

湾口防波堤等について、防災面から効果検証にとどまらず、湾内環境や養殖業への影響評価も必要ではないか（湾口防波堤が出来たことによって湾内環境や養殖業にどのような影響があったのか、また、無くなったことによってどのような変化が想定されるのか、など）。将来的に湾口防波堤を再建するのかもしれないのか、また再建するとして以前と同じものを復元するのか何らかの変更を加えるのか、などの判断材料として必要と思われる。

以上
(H23.5.12記)

当面の課題について

1. 市町村と県との連携体制の整備

今後、市町村の復興計画の策定に向けて、両者の定期的な情報交換および協議の場が必要（これまでは不十分）。協議の場を設けるに当たっては、被災市町村が一同に会するような会議ではなく、各市町村ごとに設置すべき。たとえば、一定の権限を持った県職員が、それぞれ担当の市町村を持ち、定期的に市町村を回って、現場を確認しながら、お互いの情報交換と協議を行うようにしてはどうか。

2. 県と国の連携体制の整備

同じく、県と国との間にも同様に、定期的な情報交換・協議の場が必要。

3. 市街地・集落移転プランの収集と分析

各市町村・各地区で検討が始まっている市街地・集落移転プランを県として収集し、いくつかのパターンに整理した上で、移転実現のための課題や、国・県が果たすべき任務を具体的に検討してはどうか。居住地移転に対する国・県の基本方針やガイドラインを作成するためにも重要な資料になりうると思う。

4. 市町村及び地域の復興プラン策定に向けた支援

住宅と雇用の確保が緊急の課題。その見通しをつけるためにも、市町村（および地区）ごとの復興プランづくりが急がれる。市町村によって被災の程度が異なるため、歩調を合わせる必要はないが、とくに厳しい状態にある市町村に対しては、県が積極的に復興プランづくりの支援を行うべき。

5. 被災者カルテの整備

避難所や仮設住宅等に分かれて避難している人の居場所を常に把握できるように、被災者一人一人の現住所（居場所）と仕事の状況、家族構成等を記した被災者カルテを作ってはどうか。できるだけ多くの被災者を地元に戻ってもらう基礎情報となるはず。

6. その他